

春の交通安全県民運動

令和3年
4月6日(火)~15日(木)



統一行動日

令和3年4月6日(火)

各機関・団体が、交差点等の街頭において
一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日です。



春の交通安全県民運動 3つの取組み

1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保【最重点取組み】



【歩行者は】

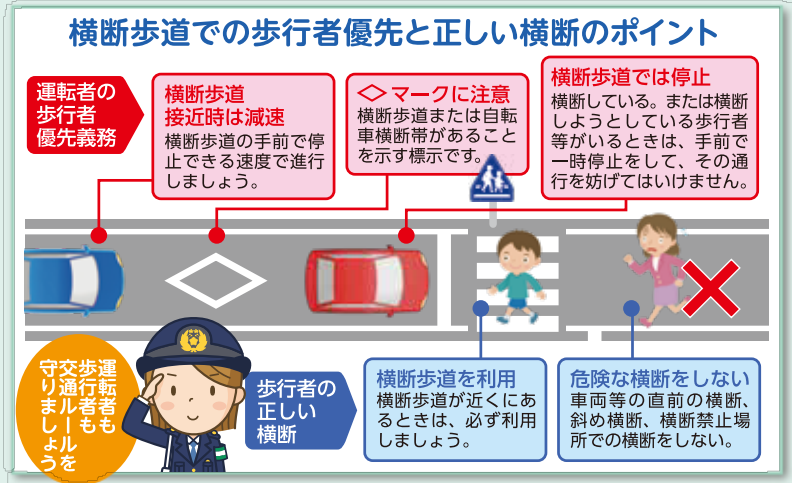
- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなど、交通ルールを遵守しましょう。
- 運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や反射材を着用しましょう。

【運転者は】

- 子どもと高齢者を見かけたときは、十分な減速を行い、側方を通過する際には十分な間隔を空けましょう。
- 歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止をしましょう。
- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間における「ハイビーム実践運動」やスピードダウンを励行しましょう。

【家庭・職場等では】

- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における幼児・児童への教育を推進しましょう。
- 通学路や未就学児の散歩コース等における見守り活動等を推進しましょう。



2 自転車の安全利用の推進

【自転車利用者は】

- 「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルール・交通マナーを遵守するとともに、自転車利用者は、反射材やヘルメットを積極的に着用しましょう。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、損害賠償責任保険等(TSマーク付帯保険等)に加入しましょう。

【家庭・職場等で】

- 保護者・教育関係者は、幼児・児童のヘルメットの着用を徹底しましょう。



自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

3 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

【運転者は】

- 運転中のスマートフォン等の操作や、いわゆる「あおり運転」は、絶対にやめましょう。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底しましょう。

【高齢運転者は】

- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について検討しましょう。
- 自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載されたサボカーSワイド等の利用を検討しましょう。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、自らが運転時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「限定運転」に積極的に取り組みましょう。

【家庭・職場等では】

- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援施策、安全運転相談窓口の周知を図りましょう。
- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用の働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。

